

1. 海外において日本人が犯罪被害にあった場合には、その国の法令に従って、届出、法的手続きによる解決が必要です。

2. 在外公館では、海外において犯罪被害に遭われた日本人の方に対して、ご本人及びご家族からの相談あるいは現地政府当局からの通報等によりその事実を知り得た時点で、可能な限り被害者本人からの話を伺い、その被害の種類や状況に応じて、その国の法令に従って適切に解決が図れるよう、以下の支援を中心に、被害者の方との相談に応じて、可能な限りの支援を行っています。

(1) 犯罪被害者ご本人に対する支援

- (イ) 様々な相談に応じ、解決に向けた助言・支援を行います。
- (ロ) 家族への通報が必要な場合には、(被害者の希望に応じて) 現地あるいは本邦の家族への被害者本人の連絡を支援するとともに、ご本人が連絡できない場合には、在外公館から家族へ通報・連絡を行います。
- (ハ) 被害の届出が必要な場合には、(被害者の希望に応じて) 管轄の現地警察や保険会社への連絡に関する助言・側面的支援を行います。
- (ニ) 当該国の司法手続きによる解決が必要な場合には、(被害者の希望に応じて) 弁護士及び通訳リストの提供を行います。
- (ホ) 心身の治療等医療サービスが必要な場合には、(被害者あるいはご家族の希望に応じて) 現地医療機関に関する情報の提供及び入院に際する支援を行います。
- (ヘ) 負傷・疾病等により緊急移送が必要な場合には、緊急移送の手配に際する支援を行います。
- (ト) 旅券盗難等の被害に遭われた場合には、旅券、または帰国のための渡航書の発給を行います。
- (チ) 犯罪被害等により滞在費、食費等が不足する場合には、海外邦人援護短期貸出金の貸付が可能です。

(2) ご家族に対する支援

- (イ) ご家族からの伝言、連絡の取次を行います。
- (ロ) ご家族等からの送金が必要な場合には送金方法等の助言を行います。
- (ハ) 緊急に現地に赴く必要のあるご家族で有効な旅券を所持されていない場合には、旅券の緊急発給に関する都道府県パスポートセンターへの取次を行います。
- (ニ) 現地に到着されたご家族に対して、必要な支援を行います。

(3) 犯罪被害で死亡された場合の支援

- (イ) ご遺体の現地警察等による検死・身元確認に際するご家族との取次・支援を行います。
- (ロ) 死亡証明書取得にかかる助言・支援を行います。
- (ハ) ご遺体の現地における火葬・葬儀あるいは本邦への搬送にかかる助言・支援を行います。
- (ニ) 日本における死亡届・遺骨証明に関する助言・支援を行います。

(4) 犯罪に巻き込まれた可能性のある場合の支援

- (イ) 在留邦人あるいは長期滞在者で、音信の途絶えた方については、ご家族等の依頼を受けて、所在調査を行います。
- (ロ) 短期滞在者で連絡がとれない親族の捜索に関する助言を行うとともに、必要に応じて、現地警察等への捜索願にかかる支援を行います。

3. なお、外務省では、海外において日本人の皆様が犯罪の被害に遭われないよう、外務省海外安全ホームページやパンフレット等を通じ、渡航先の治安、テロ、災害、感染症等の危険情報に加え、特に犯罪についてはその傾向及び対策について情報提供を行っています。

また、海外において犯罪の被害に遭われた方に対しては、在外公館が行なう上記支援について、海外安全パンフレット(「海外で困ったら...」)を作成し、外務省海外安全相談センター及び各都道府県のパスポートセンター等においての配布するとともに、外務省海外安全ホームページ上に掲載しています。更に、在外公館ホームページにおいて「領事のできること」等の分かりやすく案内できるよう努力しています。

(了)